

# 三重の登録有形文化財（前編）

県内には、歴史的・景観的に貴重な建造物が数多く存在しますが、近年ではその建造物を単に保護するだけではなく、幅広く活用しながら継承しようという機運が高まっています。国（文化庁）が制定する「登録有形文化財」もこうした考え方から始まりました。

今回は、県内の「登録有形文化財」の中から、6か所ご紹介します。

取材・文…中村真由美・中村元美  
撮影…梅川紀彦・尾之内孝昭

ただし※印の写真は取材先から提供していただきました



## 地域の独自性を守り、活用することで後世に伝える

緑青色のプレートを掲げた「登録有形文化財」は、国が保存と活用を特に必要とするものとして文化財登録原簿に登録された有形文化財のことです。平成8（1996）年に制度が導入されました。

登録制度の対象となるのは、建築後50年を経過した建造物。住宅・事務所・寺院などはもちろん、橋・水門・トンネル・煙突など幅広く数多くの文化財を対象としています。広く親しまれていったり、そこそこ見られない珍しいものなどが、その資格を持つています。

保護のため許可などの強い規制を受

ける「指定文化財」は、その活用方法がもっぱら公開であるのに対し、「登録有形文化財」は届出と指導・助言・勧告を中心とするゆるやかな制限のため、カフェやレストランなどの商業施設や宿泊施設、地域住民の活動の場など、いろいろな用途に活用することができます。

平成29（2017）年、「みえ登録有形文化財建造物友の会（会員数58名）（愛称「さんとうぶん」）が設立されました。

歴史的建造物の所有者、また建築士や学識経験者が一緒に活動を行う組織です。「こうした動きは、全国の都道府県で8番目。その価値を見出して保存しながら地域文化活性化の一翼を担う人材として活躍しています。」「登録有形文化財」のトレーディングカードを作成しました。カードを集めることで、文化財に関心を持つ人も増え、地域で親しまれてきた古い建物こそ見直そ

\*各「登録有形文化財」の開館日時・受け入れ方法・料金などはそれぞれに異なり、変更になる場合もあります

ので、必ず事前にご確認ください。